

第1回 北九州市地方独立行政法人評価委員会 次第

日 時：平成17年2月7日 13：30～
場 所：市庁舎5階 特A会議室

【議題】

- 1 委嘱状交付
- 2 委員及び事務局紹介
- 3 委員長選任及び委員長職務代理者指名
- 4 会議の公開、会議録の公開
- 5 地方独立行政法人制度の概要等について
- 6 地方独立行政法人評価委員会について
- 7 北九州市立大学の概要等について
- 8 審議事項
 - (1) 中期目標（案）、中期計画（案）
 - (2) 業務方法書（案）
 - (3) 役員報酬・退職手当支給基準（案）
- 9 平成16年度のスケジュール（案）について

北九州市地方独立行政法人評価委員会 委員

氏 名	役 職
石田 重森	・福岡大学商学部 教授 ・元福岡大学学長
片山 健一	・(株)スポーツニッポン新聞西部本社 代表
城水 悅子	・(株)洋建築計画事務所 代表取締役
中島 尚正	・放送大学副学長
福地 昌能	・福地公認会計士事務所 公認会計士

(五十音順 敬称略)

北九州市地方独立行政法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、北九州市地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから市長が任命する。

(委員等の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したも

の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付属機関の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第36条に規定する実施機関に設置する審議会等の付属機関（以下「付属機関」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるとろにより市長その他の執行機関が設置する付属機関の会議とする。

(会議の公開)

第3条 付属機関の会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、付属機関の決定により公開しないことができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を審議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議を非公開とする決定)

第4条 付属機関は、会議内容が前条ただし書に該当する場合は、次のいずれかの方法により会議の非公開を決定することができる。（なお、初めて開催する会議の非公開の決定については、所管課において確認した当該付属機関の構成員の総意に基づき、付属機関を代表する者（付属機関を代表する者が決定されていない場合は、会議の開催権限のある者）が決定するものとする。この場合において、各構成員の意見が一致しないときは、初めて開催する会議において決定する。）

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別承認
- (3) あらかじめ指名された委員等による承認
- (4) その他付属機関が定める方法

(会議開催の事前周知)

第5条 付属機関が会議を開催する場合は、公開、非公開にかかわらず、付属機関の事務

局は、会議名、議題、開催日時、開催場所、その他必要な事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を作成し、当該会議の開催日の1週間前までに、付属機関の事務局等のホームページに掲載するとともに、総務市民局経営企画室に電子メールまたは文書で送付するものとする。総務市民局経営企画室は受領後、文書館に送付するものとし、文書館は受領後速やかに所定の位置に掲示する。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合はこの限りではない。

2 付属機関が公開する会議を開催するにあたって定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 傍聴者の定員（公開会議のみ）
- (6) 傍聴希望者が定員を超えた場合の傍聴者の決定方法（公開会議のみ）
- (7) 非公開の理由（非公開会議のみ）
- (8) その他必要な事項
- (9) 問い合わせ先

（会議の傍聴等）

第6条 付属機関の会議の公開については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

- 2 付属機関は、会議の開催日の当日、原則として傍聴を希望する者の中から先着順に傍聴者を決定する。
- 3 付属機関は、当日先着順にすると会場が混亂するおそれ等があると認めるときは、はがき、ファクシミリ等の申し込みにより、事前に傍聴者を決定することができる。
- 4 付属機関は、会議を円滑に運用するため、傍聴要領（例）（様式第2号）を参考に傍聴要領を定め、会場の秩序維持に努める。

（会議録等の作成）

第7条 付属機関の事務局は、会議の公開、非公開にかかわらず、付属機関の会議の内容について、当該付属機関の意見を踏まえて、会議録（様式第3号）又は会議要旨（以下「会議録等」という。）を速やかに作成しなければならない。ただし、特別の事情により作成が困難な場合は、この限りでない。

2 会議録には、原則として次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席した者の氏名

- (6) 非公開の理由（非公開とした会議のみ）
- (7) 議事の概要
- (8) 会議経過（発言の内容）
- (9) その他必要な事項
- (10) 問い合わせ先

3 会議要旨は、会議での審議事項が個人のプライバシーに関する場合や会議において自由な論議を確保する等の理由により、発言者や発言の内容全部を公開することが出来ない場合等に作成するものとし、内容については、前項の会議録に準ずることとする。

（会議録等の情報提供）

第8条 情報提供にあたっては、付属機関の事務局は、委員名簿及び会議録等を速やかに所管局等のホームページ等に掲載するものとする。（概ね2週間後を目途とする。）ただし、特別の事情により、情報提供を行うことができない場合は、その理由を明らかにしておくこととする。

2 付属機関の事務局は、市民又は報道機関等の求めに応じ、付属機関の意見又は判断を踏まえて、会議録等の写し（不開示情報が記録されている部分を除く）など審議経過及び審議結果に係る情報を提供するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「付属機関等の会議の情報提供に関する要領」（平成13年5月29日付総務局長通知）は廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

地方独立行政法人法について

資料4

制度創設の背景

【行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)】

「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する」

【構造改革推進のためのプログラム(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)】

【規制改革の推進に関する第2次答申(平成14年12月12日総合規制改革会議)】

「平成14年8月に公表した『地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書』を踏まえて、平成15年度中に、地方独立行政法人制度を創設する」

※規制改革の推進に関する第2次答申については、平成14年12月17日に「最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組む」旨閣議決定

公共性

透明性

自主性

【自己責任】
・3～5年の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行
・第三者機関の評価委員会が定期的に評価・勧告
・中期目標期間終了時に、組織・業務の全般的見直し

【企業会計原則】
・発生主義、複式簿記等の企業会計的手法
・財務諸表の作成・公表
・使途が制限されない運営費交付金の交付

【ディスクロージャー】
・中期目標、中期計画、財務諸表、業務の実績、評価結果、給与基準等広汎な事項を積極的に公開
・インターネット等幅広い公表手段を活用

【業績給与制】
・法人の実績、職員の業績を反映した給与の仕組み、法人が決定して地方公共団体に届出・公表

基本的仕組

地方独立行政法人
・試験研究機関・大学
・公営企業 等を運営

【議会の議決】

設立

都道府県・指定都市
その他の市町村・特別区

解散の場合も、同様の手続を経て清算

認可

都道府県知事

その他

- 実績評価のほか、評価委員会の組織・業務については、地域の実情に応じ条例で柔軟に対応
- 地方独立行政法人の対象業務は、現に国の独立行政法人が行っているものを勘案して、試験機関、大学、公営企業など一定のものに限定（大学、公営企業については、特例を整備）
- 出資は、地方公共団体に限定
- 中期目標の設定など一定の重要事項については、議会の議決を経ることにより地方公共団体として意思決定

地方独立行政法人制度の概要

1 定義・目的

住民の生活及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

2 対象業務

- ①試験研究
- ②大学の設置・管理
- ③公営企業に相当する事業の経営（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）
- ④社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業 等）
- ⑤その他公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理
(介護老人保健施設、会議場施設 等)

※いずれも、既存組織の移行だけでなく新設も想定

3 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣等が認可。

(→公立大学は、特例により「文部科学大臣」も認可。)

4 財産的基礎等

- ・出資者は地方公共団体に限る。
- ・設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。

5 役職員の身分等

- ・業務停滞が住民の生活及び地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公平性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与。

(定款事項…総務大臣等が認可→公立大学は、特例により、「文部科学大臣」も認可。)

- ・設立団体から法人への職員の引継、退職手当の通算等について、適切に手当て。
- ・法人の長及び監事は設立団体の長が任命・解任。
- ・その他の役員及び法人は法人の長が任命・解任。

6 目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人と同様、「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務付け。

- ・中期目標（→公立大学の特例により6年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
- ・中期計画（〃）は、法人が作成し、設立団体の長が認可。
- ・年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。
- ・法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に届出。
- ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。
結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
- ・設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・中期目標期間終了後に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

いざれも
公表

7 財務及び会計

- ・原則として企業会計原則による。
- ・法人は、毎事業年度、財務諸表を作成、公表。設立団体の長が承認。
- ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

8 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。
- ・設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券を発行することはできない。
- ・法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。
- ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。

9 特例規定

(1) 大学

- ・役職員の身分は、非公務員とする。
- ・理事長は、原則学長を兼ねる。(ただし、定款で定めるところにより、学長を理事長と別に任命することが可能。)
- ・学長や教員の任命及び学長の任期については、大学の意向を尊重する手続とする。
- ・設立団体の長は、中期目標の設定にあたって、あらかじめ法人の意見を聴取し、当該意見に配慮する。
- ・評価委員会は、評価を行うにあたって「認証評価機関」の評価を踏まえる。

(2) 公営企業に相当する事業

- ・中期計画項目として料金を追加。中期計画の認可には議会の議決が必要。
- ・事業の経費は、当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。

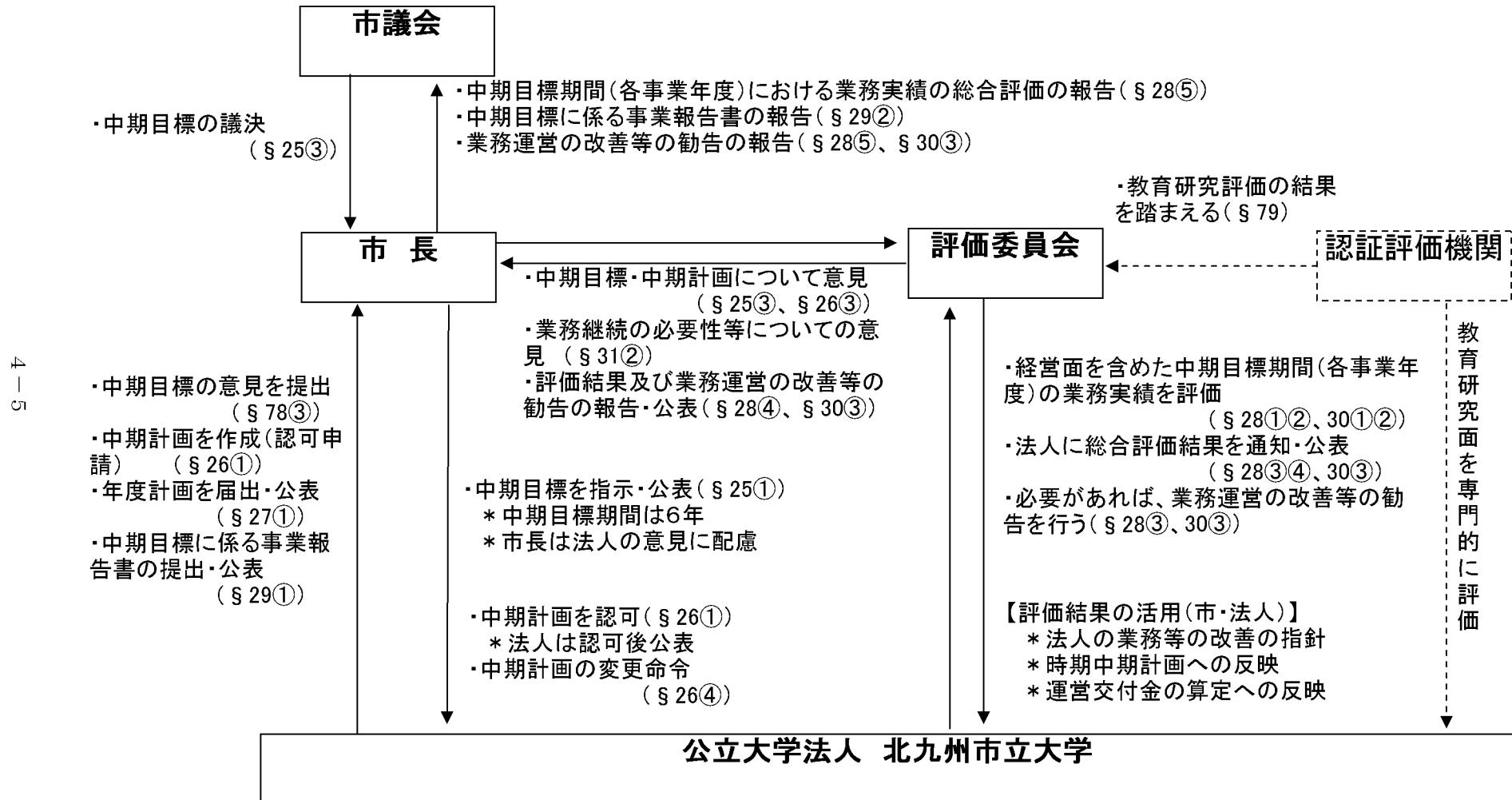
10 その他

- ・設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告書徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。
- ・法人は、設立団体が議会の議決を経たうえで、総務大臣等の認可を受け解散し清算手続を行う。

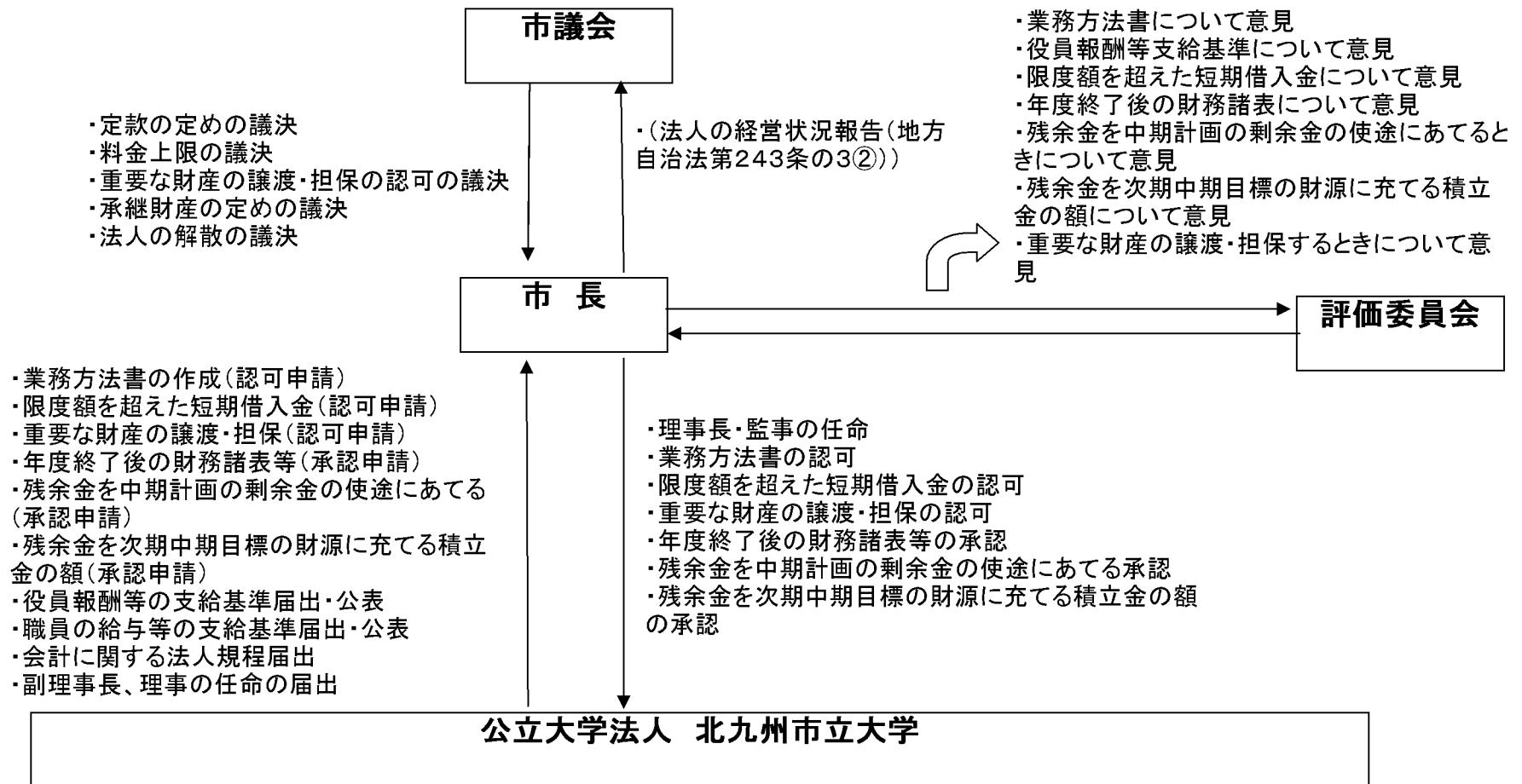
11 施行期日

平成16年4月1日。

地方独立行政法人の評価制度の概要



地方独立行政法人制度の概要 (評価制度以外の主な事項)



「北九州市地方独立行政法人評価委員会」の概要

【設置目的】

本市が設立を予定している「公立大学法人北九州市立大学」に関し、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に定める事項を処理するため、法第11条3項の規定に基づき「地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置するもの。

【評価委員会の概要】（北九州市地方独立行政法人評価委員会条例より）

○組 織

- ・委員は「5名」以内
- ・臨時委員を任命可能（若干名）

○任 命

- ・「学識経験のある」ものから「市長」が任命

○任 期

- ・「2年間」（補欠委員は前任者の残任期間）
- ・再任可
- ・臨時委員は、審議終了時に解任

○委員長

- ・委員の「互選」により選出
- ・委員長は、評価委員会を代表
- ・委員長の「職務代理者」を委員長が指名

○その他

- ・評価委員会は、委員長が招集
- ・評価委員会の開催は、「過半数」の出席が必要
- ・議事は、評価委員会の「過半数」で決定
- ・評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が評価委員会に諮つて定める

【評価委員会の業務】

	内 容	根 拠
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	<p>○市長は次の場合、<u>あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</u></p> <p>◇認可に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書 第 22 条 3 項 ・中期計画の定め又は変更 第 26 条 3 項 ・中期計画で定められた短期借入金の限度を超えた短期借入金 第 41 条 4 項 ・資金不足のため事業年度内に償還できない短期借入金についての借り換え 第 41 条 4 項 ・条例で定める重要な財産の譲渡又は担保 第 44 条 2 項 <p>◇承認に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度終了後に法人から提出された財務諸表 第 34 条 3 項 ・毎事業年度、生じた利益を中期計画で定めた剰余金の使途に充てる 第 40 条 5 項 ・中期目標期間終了時に残った積立金を、次の中期目標の財源に充てる 第 40 条 5 項 <p>◇その他事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の定め又は変更 第 25 条 3 項 ・中期目標期間終了時の組織及び業務全般の検討を行い、所要の措置を講じる 第 31 条 2 項 	
	<p>○評価委員会は次の場合、市長に対し意見を申し出ることができる。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・役員に対する報酬及び退職手当の支給基準について、届出を受けた市長が評価委員会に通知したとき、支給基準が社会一般の情勢に適合したものかどうかの意見申出 第 49 条 2 項 	
	<p>○法人は次の事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度における業務の実績 第 28 条 1 項、同 2 項 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間における業務の実績 (評価委員会は当該評価にあたり、認証評価機関の評価を踏まえること(第 79 条)) 	

	内 容	根 拠
(14)	○その他評価委員会が行う事項	
	・法人に対する評価結果の通知（各事業年度、中期目標期間）	第 28 条 3 項、 第 30 条 3 項
	・法人に対する業務運営の改善その他の勧告（各事業年度、中期目標期間）	第 28 条 3 項、 第 30 条 3 項
(15)		
(16)	・上記通知に係る事項及び勧告の内容について、市長への報告及び公表	第 28 条 4 項、 第 30 条 3 項

北九州市立大学の概要

1 大学の沿革

- 昭和 21 年 7 月 小倉外事専門学校創立
- 〃 25 年 4 月 北九州外国語大学（外国語学部）へ昇格
- 〃 28 年 4 月 北九州大学と改称
- 〃 38 年 2 月 設置者変更（小倉市→北九州市）
- 平成 7 年 4 月 本館開館
- 〃 13 年 4 月 北九州市立大学に改称、国際環境工学部開設
- 〃 17 年 4 月 地方独立行政法人化（予定）

2 理念

- 人間の尊厳と学問の自由を尊重し、真理を探究すること
- 広い知識と深い専門の学芸を身につけ、地球的な視野に立つ、自主的で開拓者精神に満ちた社会人を育成すること
- 市民の文化創造の核として、さらに東アジアに位置する学術研究・教育の拠点として、地域文化の向上と国際交流の推進に寄与するのみならず、広く人類の文化と福祉の進展に貢献すること
- これらを使命とし、これを達成するため、自律的な大学人（教員・職員・学生）の生きた協力体制の確立を目指す。

3 施設

(1) 北方キャンパス

- ・校地面積… 114, 154 m²
- ・建物 … 教室棟・事務棟（7館）、図書館、体育館 他

(2) ひびきのキャンパス

- ・校地面積… 132, 453 m²
- ・建物 … 教室棟・事務棟（2館）、計測・分析センター 他

4 組織（平成 16 年 5 月現在）

○学部… 外国語学部、経済学部、文学部、法学部、国際環境工学部

○大学院…

<修士課程> … 経営学研究科、外国語学研究科、法学研究科、経済学研究科、人間文化研究科

<博士課程（前期）> … 国際環境工学研究科

<博士課程（後期）>…社会システム研究科、国際環境工学研究科

- 教員数…学長（1人）、学部（210人）、大学院（7人）、その他（7人）
→計 225人
○学生数…学部（6,407人）、大学院（258人）→計6,665人

5 財務状況（平成16年度予算）

- 予算額 … 9,468百万円
○歳入内訳…使用料・手数料（3,728百万円…39%）、一般財源繰入（4,961百万円…53%）、市債（113百万円…1%）、その他諸収入（666百万円…7%）
○歳出内訳…人件費（3,710百万円…39%）、運営費（3,082百万円…33%）、施設整備費（1,057百万円…11%）、市債償還金（1,619百万円…17%）

○キャンパス別予算概要 (単位：千円)

	北 方	ひびきの
歳 入	4,264,352	5,203,648
自己財源(授業料、入学金等)	3,144,914	1,249,291
市負担財源(一般会計繰入金、市債等)	1,119,438	3,954,357
歳 出	4,264,352	5,203,648
経常経費(人件費、大学活動費等)	3,631,009	3,160,540
臨時経費(施設整備費、用地費等)	633,343	2,043,108

○市債償還状況 (単位：千円)

年度	市債発行額	年度末市債残高	償還(予定)額		
			元金	利子	
11	2,268,000	8,750,752	572,907	304,394	268,513
12	11,654,000	20,093,197	649,082	311,555	337,527
13	1,540,000	21,314,179	744,950	319,018	425,932
14	142,000	21,129,384	778,232	326,795	451,437
15	233,000	21,027,485	773,451	334,899	438,552
16	113,000	20,792,739	781,496	347,746	433,750

6 就職状況（平成16年3月現在）

- 卒業者数 … 1,234人
- 就職希望者数… 715人 (a)
- 就職決定者数… 625人 (b)
 - 市内 (134名)、福岡県内 (本市内除く) (142名)、
福岡県外 (349名)
- 就職決定率 … 87.4% (b)/(a)

北九州市立大学改革プラン（要約）

北九州市立大学の今後の在り方検討委員会 平成15年12月11日

I 北九州市立大学の抱える課題と将来像

新しい市立大学像 = 大学再編の方向

- ①国際的水準の学術研究拠点の形成
- ②教育水準の向上と外国語・情報基礎重視、
- ③地域における生涯教育・大学連携拠点の形成、
- ④独立行政法人化（平成17年4月）

II 個性輝く国際的水準の大学を目指して

1 国際的水準の学術研究拠点の形成

- 産業や地域の活性化に向けた地域戦略に寄与できる分野を重点分野とする。
- アジアにおける国際的水準の学術研究拠点の形成を目指す。

(1) 産業を支援する「ひびきの先端科学基地」

- 先端科学技術分野（環境・情報・バイオ・ナノなど）の融合・複合研究を展開する。
- 國際的競争力のある次世代産業の創出や既存産業の高度化に貢献する。
中小企業の技術支援／北九州エコタウンとの連携／大学発ベンチャーの育成
具体的技術課題ごと「技術開発センター（仮称）」群の設置

(2) 地域づくりの知の創造拠点「北方キャンパス」～アジア研究・公共政策研究～

- ICSEADとの連携によって、東アジア社会圏研究を高度化する。
- 地域社会の発展を促す公共政策分野に関して重点的に研究体制を整備する。

* ICSEAD：国際東アジア研究センター

2 教育水準の向上と外国語教育の重視

(1) 教育水準の確保と向上

- 学部においては、実践的能力養成を主目的とする。
- 学生に対してきめ細かで個別的な指導を実施し、学習指導を徹底する。

(2) 外国語重視の特色ある教育

- 卒業時に「実践で使える英語」を身に付けることができる大学を目指す。
- 外国語教育を通じて大学全体の社会的評価の向上に努める。

3 地域における生涯教育・大学連携拠点の形成

- 市民が生涯を通して大学と関係し合える新しい形の生涯学習の拠点を目指す。
- 市中心部にサテライトキャンパスを開設することを検討する。
- 他大学とともに地域大学コンソーシアムを形成し、アジアの学術研究拠点を目指す。

III 大学院の拡充と学部学科の再編

1 大学院 博士課程の充実

- 社会システム研究科に「東アジア社会専攻（仮称）」を設ける（ICSEADとの連携）。
- 地域とアジアの発展に貢献する「公共政策専攻（仮称）」の設置を検討する。

2 大学院 修士課程の再編

- 既存の5つの文系修士課程は、統合して博士（前期）課程に改編する。
- ビジネススクール、ロースクールなどについては、逐次、設置を検討する。

3 学部・学科の在り方の見直し

IV 自律的で活力ある組織と運営

1 組織と意思決定システム

- トップの権限と責任を明確化し、強化し、リーダーシップの発揮を促す。

2 目標・計画と評価に基づく大学運営

- 中期目標や中期計画は、具体的で意欲的なものとし、曖昧なものにしない。
- 評価内容を次期の運営に活かすことができるよう、厳格な評価を実施する。

3 人事システム等による教育研究の活性化

- 教員評価制を全学で導入し、競争的環境の創出による組織の活性化を図る。
- 教員評価システムを、昇任、給与制度、研究費配分、任期制などに活用する。
- 全教員を対象に任期制（5年）を導入し、一律の定年制は廃止を検討する。

4 財務運営と運営費交付金等

- 自己財源の確保に努め、授業料再検討の検討などにより経営効率化に努める。
- 運営費交付金について、できる限り客観的な算定方法を策定する。

中期目標・計画等について(一覧)

	中期目標	中期計画	業務方法書	役員報酬・退職手当支給基準
策定の根拠	法第25条	法第26条	法第22条	法第48条
作成者	市長	法人	法人	法人
手続(評価委員会以外)				
作成時期	—	市長から中期目標の指示を受けたとき	業務開始の際作成	—
根拠	—	中期目標に基づき策定	—	—
認可等	—	市長の認可	市長の認可	市長へ届出
議会の議決	要議決	—	—	—
公表等	市長は、定めたときは公表	法人は、認可後遅滞無く公表	法人は、認可後遅滞無く公表	法人は、市長へ届出とともに公表
その他	・市長は、策定後、法人に指示 ・策定にあたっては、あらかじめ法人(大学)の意見を聴き、十分これに配慮する	—	—	—
評価委員会の関与				
事前の関与	市長は、策定・変更にあたっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならぬ(法第25条)	市長は、認可に際しては、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならぬ(法第26条)	市長は、認可に際しては、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならぬ(法第22条)	・市長は、届出があったときは、評価委員会に支給基準を通知する ・評価委員会は、支給基準が社会一般の情勢に適合した者であるかどうかについて、市長に意見を申し出ることができる (以上、法第49条)
事後の関与	・法人は、市の規則で定めるところにより、中期目標期間における業務実績について評価委員会の評価を受けなければならない ・評価は、中期目標の達成状況の調査・分析をし、並びにこれらの調査・分析結果を考慮して中期目標期間の業務実績全般について総合的な評定をして、行わなければならない ・評価委員会は評価結果を法人に対し通知し、併せて市長に対し報告(市長は議会に報告)するとともに、公表する (以上、法第30条) ・評価委員会の評価にあたっては、学校教育法第69条の3第2項に規定する「認証評価機関」の評価を踏まえること(法第79条)	—	—	—
事後の関与(勧告等)	評価委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる(法第30条)	—	—	—
内 容				
期 間	6年間(公立大学の特例)	(6年間)	—	—
記載事項、その他	以下の事項を定める(法第25条) ①中期目標の期間 (公立大学法人の特例) ②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③業務運営の改善・効率化に関する事項 ④財務内容の改善に関する事項 ⑤教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項(公立大学法人の特例) ⑥その他業務運営に関する重要事項	・市の規則に基づく ・以下の事項を定める(法第26条) ①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置 ②業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 ③予算、収支計画・資金計画 ④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ⑥剩余金の使途 ⑦その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	市の規則に基づく	・役員報酬・退職手当は、その役員の実績が考慮されるものでなければならない ・報酬等の基準は、国・地方公共団体の職員の給与、他の独立行政法人・民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績、その他の事情を考慮して定めなければならない (以上、法48条)

資料7

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>基本的な目標</p> <p>公立大学法人北九州市立大学は、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史及び環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、①豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材の育成、②地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成、③地域の産業、文化及び社会の発展並びに魅力の創出への貢献、④アジアをはじめとする世界の人類及び社会の発展への貢献を基本理念とする。</p> <p>この基本理念の実現に向けて、次の基本的な目標の達成を目指す。</p> <p>1 教育</p> <p>質の高い教養教育と専門教育を学生に提供し、豊かな教養と国際感覚に加え、確かな専門性を兼ね備えた人材を育成する。また、21世紀のフロンティアを切り開く高度な専門知識を持つ職業人と優れた研究能力を持つ人材を育成する。</p> <p>2 研究</p> <p>先端的・学際的な領域では、特色ある分野の研究において国際水準の研究成果を創出するとともに、各専門分野では、国内をリードする研究の達成を図る。</p> <p>3 社会貢献</p> <p>地域社会の教育・経済・文化的なニーズに応えて、教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、地域社会の課題解決と地域活力の創造に貢献する。</p> <p>また、国際的な学術交流と人材育成を通じて、アジアをはじめとする国際社会の発展に貢献する。</p> <p>4 組織運営</p> <p>迅速で柔軟な意思決定システムと点検・評価体制を構築し、常に組織運営の改善を図る。また、地域社会に期待される大学としての説明責任を果たすとともに、運営の透明性の確保に努める。</p>	

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
I 期間 平成17年4月1日から平成23年3月31日までの6年間	
II 教育研究の質の向上に関する目標	I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 教育	1 教育に関する目標を達成するための措置
(1)教育内容と成果	(1)教育内容と成果に関する具体的方策
ア 学部における教養教育では、大学での学習への適応力と学習意欲を高め、英語等によるコミュニケーション能力やIT活用能力、課題解決に向けた実践的能力を育むとともに、学部専門教育のための基礎能力を養う。	<p>1 人間・文化、社会、自然の3分野の知的遺産を総合的に学ぶことにより、広範な視野と基礎的素養を育てる。 (教養教育の見直し)</p> <p>2 学生の勉学意欲及び就労意欲を育てるため、地域性、実践性、学際性、時事性を重視した授業科目の充実等教養教育科目の見直し及び学生の職業選択にかかる授業科目の設定並びに教養教育と専門教育との連携を強化する。</p> <p>3 現行の全学教育システムを抜本的に見直し、平成19年度を目途に英語、情報教育等を全学的に実施する「(仮称) 共通教育センター」の設置を図る。 (語学教育)</p> <p>4 英語によるコミュニケーション能力の向上を図るために、単位認定におけるTOEIC等の活用、到達度別クラス編成、英語による授業の実施などを盛り込んだ実践的な英語教育システムを導入する。</p> <p>5 卒業時に実践で使える英語を身に付けさせるため、英検準1級又はTOEIC 650点以上、もしくはTOEFL(PBT) 520点以上の取得を目指す。具体的には、各学部において毎年度、目標到達学生の割合について数値目標を定めて取り組む。</p> <p>6 語学力の特に優れた学生を育成するシステムの構築を検討する。</p> <p>7 東アジア地域の言語に関する教育システムを拡充する。</p> <p>8 外国語教育用のC A L L システムを整備し、活用する。</p> <p>9 実践的英語能力を高めるため、語学検定試験の受験やスピーチコンテストへの参加などを奨励する仕組みを整備する。</p> <p>10 海外の大学の英語習得プログラムの積極利用や海外留学の拡充を図る。</p>

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>イ 学部における専門教育では、それぞれの分野における専門基礎学力の修得を図るとともに、広い視野から物事を俯瞰できる力と社会で通用する実践的能力をより高める。</p>	<p>(情報処理教育・図書館)</p> <p>11 実践的な情報リテラシー能力の向上を図るために、現行の情報処理教育をさらに強化する。</p> <p>12 情報技術の進展や普及に対応して、情報処理教育用の教室の整備拡充、講義室の学内ネットワーク環境の整備、学生がパソコンを活用できるような教育環境を整備する。</p> <p>13 学術情報総合センター（図書館）における学術研究・教育図書を充実させるとともに、電子図書館の機能の強化並びに施設等の整備を図る。</p> <p>(学部専門教育)</p> <p>14 理論と実践を統合する授業科目、応用力を養う授業科目などを開講することにより、社会で通用する実践的教育を強化する。</p> <p>15 専門教育のカリキュラム編成においては、専門基礎・コア科目（基幹的科目）の絞込みと集中を基本とし、討論中心の少人数教育、社会と連携したフィールド型教育（野外演習的教育）、資格取得推奨型教育の充実を図る。</p> <p>16 専門分野の高度化に対応するために、学部と大学院との連携教育プログラムを構築する。</p> <p>(大学院の充実)</p> <p>17 東アジア社会に関する教育研究を高度化するために、平成17年度から社会システム研究科と(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)との連携講座を開設し、平成19年度を目指して社会システム研究科博士課程を拡充する。</p> <p>18 北九州産業社会研究所を活用して、大学院教育の充実を図り、北九州地域の発展に貢献できる人材を養成する。</p> <p>19 教育研究の高度化、先端化と、国際性、学際性を備えた人材育成に対応したカリキュラムの再編を行い、国際水準の研究者および高度な職業人を養成する。</p> <p>20 大学院教育の質的充実と体系化を図るため、文系修士課程（5研究科）と社会システム研究科博士課程との再編等を図る。</p> <p>21 大学院生の博士学位の取得率向上を目指す。</p> <p>(専門職大学院の設置)</p> <p>22 実践的に社会で活躍できるような専門職業人を育成するために、平成19年度を目指して専門職大学院として法科大学院（ロースクール）、経営大学院（ビジネススクール）及び技術経営（MOT）コース等の開設を検討する。</p>
<p>ウ 大学院教育では、それぞれの専門領域における優れた研究能力と高度な専門知識に加えて、学際的視野と国際性を身に付けさせ、アジアをはじめとした国際社会や北九州地域の発展に貢献できる人材を養成する。</p>	
<p>エ 専門的知識と能力の育成に特化した実践的教育を実施し、マネジメント能力に優れた高度専門職業人を養成する。</p>	

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(2)教育方法と学習指導</p> <p>ア 各学部・大学院の教育目標を実現する体系的な教育課程に即した、多様で効果的な授業形態や学習指導方法により、学生にとって魅力ある授業を提供する。</p> <p>イ 学生が主体的な学習に十分取り組むことができるよう、学習相談・学習支援体制を整備する。</p> <p>ウ 授業科目の到達目標と成績評価基準を明示し、学生の学習意欲を高める成績評価システムを構築する。</p>	<p>(2)教育方法と学習指導に関する具体的方策</p> <p>(体系的な教育課程)</p> <p>23 本学の教育理念・教育目的に即して各専門分野の教育目標を明確にし、その目標を達成するための一貫した体系的な教育プログラム、カリキュラムを整備する。</p> <p>24 すべての授業科目において、教育目標、授業形態・指導方法、成績評価基準を明示したシラバス（授業計画）を作成する。</p> <p>25 対話・討論を重視する少人数授業科目、演習科目の充実によって自己表現能力と実践的能力を育成する。</p> <p>(授業方法や学習指導の開発)</p> <p>26 教員の授業内容や教育方法などの改善・向上を図り、学生に分かる授業、満足度が高い授業を実現する。</p> <p>(学習支援体制の整備)</p> <p>27 学内の自習用設備の充実を図る。</p> <p>* 外国語教育用のCALLシステムを整備し、活用する。（再掲 P2 №.8）</p> <p>28 情報教育において、視聴覚設備や電子情報メディア機能を活用する。</p> <p>29 学習相談・学習支援体制を充実させるため、北方キャンパスにおいてもクラス担任制度、ティーチング・アシスタント制度、オフィスアワー制度等の実施を検討する。</p> <p>(成績評価システムの開発)</p> <p>30 成績評価の手法として、平成18年度を目途にGPA制度を全学的に導入する。</p> <p>31 厳格な成績評価を実施し、北方キャンパスにおいても早期卒業制度の導入を図る。</p> <p>32 優秀な学生に対する表彰制度を全学的に実施する。</p> <p>33 全学的に学生の成績表を、個人情報保護条例等に配慮した上で各保護者に送付する。</p> <p>34 学生の成績データを学術情報総合センターにおいて全学一元的に管理する環境を整備する。</p>

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>エ 学生による授業評価など教育活動の評価システムを導入し、教員の組織的研修などにより教育の質の向上・改善を図る。</p> <p>(3)優秀な学生の確保</p> <p>ア 大学の育成すべき学生像に沿って学生の受入方針を明確に定め、多様な選抜方法を開発・導入する。</p>	<p>(教育活動の評価システムの整備)</p> <p>35 教員については、平成17年度から教育、研究、社会貢献、管理運営を評価対象とする教員評価システムを導入し、平成18年度には評価結果の研究費への反映を図るとともにシステムの検証・修正を行い、平成19年度を目途に昇任や賞与等その他の処遇について評価結果を反映させることを検討する。</p> <p>36 効果的な教育プログラムの研究開発、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の立案と運営、教育改善活動の企画と円滑な推進を図るため、平成17年度中に推進体制を整備する。</p> <p>37 教育の質の向上を図るため、教員に対し博士学位の取得を奨励する。</p> <p>38 平成18年度から、本学におけるすべての授業科目について、学生による授業評価を実施し、さらに教員による授業自己評価、授業の相互評価等の導入を検討する。</p> <p>39 学生の声を教育の改善に反映させるための方策を決定し、実施する。</p> <p>(3)優秀な学生の確保に関する具体的方策</p> <p>(大学広報)</p> <p>40 優秀な学生を全国から確保するため（目標：6,000名以上の志願者数（一般選抜））、教職員が一体となって、大学説明会、オープンキャンパス、高校訪問、模擬授業等を実施する。</p> <p>41 本学の知名度を向上させ、さらに志願者数を増やすため、大学全体の広報・広聴機能を強化する体制を構築する。</p> <p>42 大学広報の活動拠点として、北九州市東京事務所の機能を活用し、関東圏等からの志願者を確保するとともに、本学学生の就職支援等の事業を実施する。また北九州市の海外事務所の活用を図る。</p> <p>(入試選抜方法)</p> <p>43 効果的な選抜方法を実現するため、AO入試の導入を検討する。</p> <p>44 入試選抜方法の改善を図るため、選抜方式別に入学した学生の修学・進路状況について追跡調査を実施する。</p> <p>45 優秀な学生、目的意識の明確な学生の入学を促すために、高校との情報交換の強化を図るための高大連携を拡充する。</p> <p>46 意欲ある優秀な学生等を積極的に受け入れるため、奨学金制度を含めた支援方策を検討する。</p> <p>(社会人の積極的な受入)</p> <p>47 学部・大学院において、社会人対象の教育システムを充実し、地域から社会人を積極的に受け入れる。</p>
7-6	

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>イ 大学院においては、他大学や海外の大学の出身者、職業経験者の入学を促す方策を講じる。</p> <p>(4)学生への生活支援・就職支援</p> <p>ア キャンパス生活の充実に向けて、学生の生活相談、進路相談、メンタルヘルスなどに的確に応えることができる支援体制を整備するとともに、学内外における学生の自主的活動への支援を強化する。</p> <p>イ 学生の就職活動への相談・支援体制を強化する。</p>	<p>(センターの設置) 48 入学試験の企画、広報、実施など入試業務を一元的に管理運営する「(仮称)入試センター」を設置する。</p> <p>(大学院での学生確保) 49 地域企業及び公共団体等から社会人を積極的に受入れるため、基礎学力、意欲、経験などを評価する総合的な選考方法の導入を図る。 50 平成18年度を目途に、優秀な学生、留学生及び帰国子女等を念頭に秋季入学の実施を図る。</p> <p>(4)学生への生活支援・就職支援に関する具体的方策</p> <p>(生活・進路相談) 51 生活相談や進路相談窓口担当者と、メンタルケアの専門スタッフ等との連携を深め、学生の多様な相談に適切に応える体制を整備する。 52 学生が直面する生活上のさまざまなトラブルやハラスメントに対する安全教育と予防対策を強化する。 53 各学部は、休・退学、留年、成績不振者等の実態を調査し、その対応策を講じる。</p> <p>(学生活動支援) 54 競技会参加、ボランティア活動など学生の自主的活動を奨励する支援体制を強化する。 55 サークル会館、課外活動施設等を順次整備する。</p> <p>(就職・進路支援) 56 学生に対する就職意欲の醸成や求人情報の提供、就職先の開拓など学部を中心とした全学的な就職支援体制を確立、強化するとともに、公務員試験や各種国家試験の合格率、大学院進学率の向上を図る。 57 企業ニーズや社会に適合できる人材を育成するため、実効的なインターンシップシステムを構築する。 58 就職に関して民間のノウハウや人材を活用する。</p> <p>(センターの設置) 59 「(仮称)キャリア(就職・進路)支援センター」を設置し、低学年次のキャリア教育と高学年次の実践的就職支援を充実強化する。(目標:就職率90%以上)</p>

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
(5)教育研究の実施体制の整備 教育研究の進展や時代の変化、社会的要請に柔軟に対応するとともに、大学の教育目標を実現するために必要な教育研究組織を整備する。	(5)教育研究の実施体制の整備に関する具体的方策 (教育研究組織の整備) 60 各学部・大学院等の教育目標を達成するために、現行の各部局の教員配置状況を見直し、全学的観点にたった柔軟で実効的な教育実施体制を構築する。 61 社会的要請に応えるために、平成19年度を目途に学部・学科及び大学院の新設・再編並びに昼夜開講制の見直しを図る。 62 教育の個性化、高度化を図るために、平成19年度を目途に北方キャンパスの文系4学部の再編を図る。 * 現行の全学教育システムを抜本的に見直し、平成19年度を目途に英語、情報教育等を全学的に実施する「(仮称)共通教育センター」の設置を図る。(再掲P2 No.3) 63 教職員の総数及び総人件費の管理は、適正な人員配置を基本とする人員計画に基づき実施する。 64 教授半数制の見直しを実施する。
2 研究 (1)目指すべき研究の方向と水準 ア 学術文化の探求を通じて社会と地域の発展に寄与するため、研究活動の高度化を図る。 イ 次世代産業の創出や地域産業の高度化につながる分野、公共政策など地域の課題に関する実践的分野、地理的近接性がある東アジアをテーマとした分野などを重点研究分野として、個性的な研究活動を展開する。	2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 目指すべき研究の方向と水準に関する具体的方策 65 地域文化研究や产学協同研究など実践的、応用的研究を推進するため、人文・社会科学分野における研究活動の高度化を図る。 (重点研究分野) 66 重点的研究分野、先端的研究分野で優れた研究成果を創出し、国際水準の研究拠点を形成する。 67 地域社会のニーズ及び研究遂行ポテンシャルが高いと思われる環境・情報・バイオ・ナノ等の学際的・先端的研究を展開する。 (研究成果の還元) 68 重点研究分野を中心として、本学における研究成果を地域社会に還元し、産業を支援することにより、地域経済の活性化に貢献する。

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(2)研究の実施体制の整備</p> <p>ア 学内外での横断的な共同研究を活発化させるなど、研究実施体制を強化する。</p>	<p>(東アジア研究) 69 東アジアとの地理的近接性を活かして、独自の東アジア研究を本学の特色として推進し、東アジアの発展を担う高度な人材の育成と東アジアに開かれた研究拠点の形成を図る。</p> <p>(研究水準の向上) 70 國際学会、国際会議・シンポジウムの積極的な開催や国際的な研究プロジェクトへの参画などによって研究水準を高める。</p> <p>(地域課題に関する研究) 71 「環境未来都市づくり」など北九州地域の目指す方向や問題を研究課題として積極的に取り上げ、地域の問題解決能力、政策立案能力をもつ高度な人材を育成する。 72 北九州地域の課題を解決するための政策的、学際的研究を開拓し、支援する。</p> <p>(2)研究の実施体制の整備に関する具体的方策</p> <p>(プロジェクトの誘致・推進) 73 企業等との包括的な連携を進めるなど、研究プロジェクトを誘致、確保する。 74 北九州学術研究都市の地域内に研究プロジェクトを誘致できるスペースと施設を確保する。 75 国の教育研究拠点形成事業等国家プロジェクトでの採択を目指して、学内における研究実施体制を強化する。</p> <p>(共同研究) 76 (財)国際東アジア研究センター (ICSEAD) 等との連携を強め、共同研究の拠点としての機能を強化する。 77 地域の産業力向上につながる産業技術シーズの開発・事業化の推進を目的とする時限的な共同研究機関として、技術開発センタ一群を設置する。 78 学内の共同利用施設を地域の大学・企業等に積極的に開放し、相互利用や共同研究を推進するとともに、北方、ひびきの両キャンパス間での学内横断的な共同研究を進める仕組みを構築する。 79 国、県、市等の中小企業指導部門との連携を強め、地域の企業との共同研究等を強化する。 80 国内外の大学との共同研究を強化する。</p>

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>イ 全学的観点から、重点研究分野に弾力的に教員を活用できる体制を整備する。また、特徴的で質の高い研究ができるように、効果的な研究環境を整備する。</p> <p>ウ 産学官の連携による優れた研究成果を地域社会に還元し、地域の課題解決や地域産業の活性化に寄与する。また、産学官の連携に関する利益相反の方針・ルールを明確にする。</p>	<p>(人材の活用・研究環境の整備)</p> <p>81 伝統的な基礎研究分野と先端的な重点研究分野のバランスを図り、大学全体の戦略的視点から研究分野の選択と重点化、教員の弾力的活用を実施する。</p> <p>82 各学部、各研究科、北九州産業社会研究所と、(財)国際東アジア研究センター (ICSEAD) など北九州市の学術研究機関との間で人事交流や研究交流を活発化させる。</p> <p>83 教員再任用制度（任期制）等を活用して、国内外の優れた教員を確保する体制を整備する。</p> <p>84 研究の活性化、人材の育成・確保の観点から、サバティカル制度等の導入を図る。</p> <p>85 若手教員の研究を積極的に支援するため、一律定額の研究費の配分に加えて、研究評価結果に基づく競争的配分システムを構築する。</p> <p>86 優れた研究成果を達成するために、情報設備等の研究環境を整備する。</p> <p>(産学官連携と地域への還元)</p> <p>87 産学官連携を推進するために、全学的な組織体制を整備する。</p> <p>* 地域の産業力向上につながる産業技術シーズの開発・事業化の推進を目的とする時限的な共同研究機関として、技術開発センタ一群を設置する。（再掲 P 8 №.77）</p> <p>88 「北九州ヒューマンテクノクラスター構想」を推進し、システムLSIを軸とした新産業の創出を図る。</p> <p>89 中小企業の技術支援に努め、北九州エコタウンとの連携、大学発ベンチャーの育成などを図る。</p> <p>90 社会科学分野での産学官連携を推進するため、地域企業や企業団体と連携し、企業経営のアドバイスや企業法務等の相談事業などを実施する。</p> <p>91 国・県の委託事業である「地域再就職希望者支援訓練事業」等の人材育成事業を積極的に実施する。</p> <p>92 北九州地域の産業経済、社会福祉、教育及び歴史文化に係わるニーズや諸課題について、学際的、総合的、客観的な立場から調査研究を行い、研修会や報告会等を通して課題解決に向けた政策提言や人材育成等を行う。</p> <p>93 産学官連携に関する利益相反の方針・ルールを定める。</p>
7-10	

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
(3)研究評価と成果の管理 ア 研究成果や業績等の評価システムを開発・導入し、評価結果を研究の質の向上につなげる体制を構築する。 イ 知的財産の創出、取得、管理及び活用を推進する体制を整備する。	(3)研究評価と成果の管理に関する具体的方策 (研究活動の評価) 94 研究活動を活性化させるため、全教員を対象に研究活動の評価を実施するとともに、教員及び部局等の研究成果を公表する。 (知的財産の管理等) 95 (財) 北九州産業学術推進機構と連携して、研究成果を知的財産化するとともに、それらを適正に管理し、有効に活用する。 96 すべての研究分野を対象とした知的財産等に関する全学的ルールを確立する。
3 社会貢献 (1)教育機関との連携 ア 北九州市立大学が中心となって、特色ある北九州地域大学コンソーシアムの形成を目指す。 イ 地域の高校や小・中学校と連携し、地域の特色ある教育の充実に寄与する。	3 社会貢献に関する目標を達成するための措置 (1)教育機関との連携に関する具体的方策 (他大学等との連携) 97 北九州地域コンソーシアムの形成も視野に、教育研究や社会貢献での連携を強化していくため、単位互換や共同授業などの実施に向けた調整を図る。 98 北九州学術研究都市に立地する大学院等との教育研究面の連携を一層強化する。 (初中等教育機関等との連携) 99 高校生が本学の授業を聴講できる「体験入学制度」や科目等履修生制度等について検討する。 100 高校の「総合学習の時間」への協力、支援を実施する。 101 市教育委員会と連携し、市内の初中等教育機関に対するキャリア教育プログラムや英語、科学技術など実践的教育プログラムの提供並びに中高校生を対象とした出前授業などの実施を検討する。 102 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された地域密着型環境教育プログラムを実践することにより、その成果を積極的に地域に還元する。

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(2) 地域社会との連携</p> <p>地域社会に開かれた大学として、知的活動の成果や施設などを積極的に開放する。また、自治体などの公共的団体との連携を進める。</p>	<p>(2) 地域社会との連携に関する具体的方策</p> <p>(生涯学習の推進)</p> <p>103 地域社会のニーズに的確に対応するために、現行の公開講座委員会の改組・拡充を図り、地域連携事業を全学一元的に企画、運営、評価する体制を整備する。</p> <p>104 市民向けの新たな修学制度の創設を検討するとともに、公開講座の充実を図る。</p> <p>(市民サービスの向上)</p> <p>105 本学の専門知識を活かした市民向け相談窓口の開設を検討する。</p> <p>106 市民のスキルアップを支援していくため、情報処理資格受験講座、語学検定受講講座、各種ビジネス専門資格講座、ものづくりのための技能・技術資格講座などの開設を図る。</p> <p>107 ビジネスマンや地域企業経営者を対象とするマネジメント講座の充実、経営者セミナーの開催、地域企業交流サロン、ビジネス相談室、都心部におけるサテライトキャンパスの開設等を検討し、地域企業活性化の人材育成拠点を形成する。</p> <p>108 図書館、教室、体育館、グラウンドなど大学施設の開放を図る。</p> <p>(国や地方自治体との連携)</p> <p>109 国や地方自治体の各種審議会・委員会に積極的に参画し、政策形成面で貢献する。</p> <p>110 地方自治体と連携し、自治体職員の能力開発、研修等に対するプログラムの開発を検討する。</p> <p>(地域・後援会等との連携)</p> <p>111 本学OB等と大学の共同の取組を推進するため、後援会、同窓会との連携を強化する。</p> <p>112 自治会等地域住民団体や非営利組織（N P O）との連携を強化する。</p>

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(3)国際交流の推進</p> <p>ア 東アジア地域との教育研究の連携強化や国際協力の推進により、アジアに開かれた学術研究拠点の形成を目指す。</p> <p>イ 海外の大学・研究機関との学術交流・人的交流を進め、国際的視野からの教育研究の充実を図る。また、外国人研究者や留学生を積極的に受け入れるとともに、学生の留学を進める。</p> <p>ウ 地域団体などとの連携を図りつつ、市民の多文化理解の向上や地域の国際化を推進する。</p>	<p>(3)国際交流の推進に関する具体的方策</p> <p>(アジアの学術研究拠点の形成)</p> <p>113 東アジア地域の意欲ある学生、優秀な学生を積極的に受け入れる体制を構築し、東アジア地域の発展に貢献する高度の人材育成拠点を形成する。</p> <p>114 中国、韓国など東アジア地域の大学等との研究交流や共同研究を行うことにより、アジアの学術研究拠点を形成する。</p> <p>115 地方自治体、独立行政法人国際協力機構と連携して、東アジアを中心とした国際協力事業への取組を強化する。</p> <p>(国際交流体制の充実)</p> <p>116 留学生交流や教育研究上の交流を積極的に推進するため、国際教育交流センターの運営体制の整備・充実・再編等を実施する。</p> <p>117 留学生向け奨学金の確保、日本語教育の実施、生活上の相談機能の充実及び留学生後援会との連携など受入れ体制や支援体制を整備する。</p> <p>(留学生等との交流促進)</p> <p>118 日本語教育と専門教育を通じて世界と地域をつなぐ人材を育成するため、特にアジアからの優秀な留学生を積極的に受け入れる。</p> <p>119 海外の大学との学術交流協定をさらに促進し、学生の海外留学、教職員の海外派遣を効果的に実施できる体制を整備する。</p> <p>120 交換留学制度の整備、単位互換制度の確立により、留学生を積極的に受け入れる。</p> <p>121 優れた外国人研究者を積極的に受け入れる。</p> <p>(地域の国際化)</p> <p>122 市民向け多文化理解講座を企画、実施する。</p> <p>123 国際教育交流センターを中心として、市民と留学生との交流や地域ボランティア団体、非営利組織（N P O）との交流を強化する。</p>

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>III 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 経営戦略を実現する機動的な運営</p> <p>(1)機動的な運営体制の確立</p> <p>ア 理事長及び学長の権限と責任の明確化により、迅速かつ適切な意思決定の仕組みを確立し、戦略的で機動的な大学運営を実現する。</p> <p>イ 各学部等は、大学全体の運営方針に立脚して、学部長等を中心とする機動的な運営の仕組みを確立する。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 経営戦略を実現する機動的な運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)機動的な運営体制の確立に関する具体的方策</p> <p>(大学運営)</p> <p>124 理事長及び学長のリーダーシップのもとで、計画的に機動的な大学運営を実施する。</p> <p>125 理事長及び学長と各学部教員等との意思疎通を図るために、学部長等会議等を積極的に活用する。</p> <p>126 学部・学科・大学院等の再編、専門職大学院の設置等学部・学科・各研究科等の枠を超えた大学全体の課題について企画・立案・執行・調整等を行うため、企画戦略組織の体制を整備する。</p> <p>127 現行の各種委員会方式を抜本的に見直し、委員会の統廃合など、意思決定を迅速化し、機動的な運営体制を整備する。</p> <p>(学部運営)</p> <p>128 平成17年度から意思決定の迅速化と機動的な学部運営を実現するため、教授会審議事項の精選及び常任委員会の活用を図る。</p> <p>129 平成17年度から、学部長の選出方法を見直し、学部長等の権限の明確化及び補佐体制の充実を図る。</p> <p>130 学部等の戦略的、機動的な運営を推進するため、学部長等による教員配置、予算配分等の運用システムの導入を図る。</p>

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
(2)学内資源の効果的な活用 ア 人員や予算といった限られた学内資源を効果的に活用するため、全学的観点から人員配置や予算配分などを行う。また、戦略的な資源配分を可能にする柔軟なシステムを確立する。	(2)学内資源の効果的な活用に関する具体的方策 (戦略的な資源配分) <ul style="list-style-type: none"> * 各学部・大学院等の教育目標を達成するために、現行の各部局の教員配置を見直し、全学的観点にたった柔軟で実効的な教育実施体制を構築する。（再掲 P7 №.60） * 伝統的な基礎研究分野と先端的な重点研究分野のバランスを図り、大学全体の戦略的観点から研究分野の選択と重点化、教員の弾力的活用を実施する。（再掲 P9 №.81） <p>131 予算は、経営戦略の観点を踏まえて編成するとともに、理事長及び学長による戦略的な配分システムを導入する。</p> <p>132 各教員に対する研究費配分は、教育研究の基盤を確保する「基礎的配分」、評価結果に基づく「競争的配分」、地域貢献など政策的課題を達成するための「政策的配分」の考え方を取り入れるなど効果的な配分を実施する。</p>
イ 教員と事務職員がそれぞれの使命・役割に応じた一体的な業務運営を行い、総合力のある運営体制を構築する。	(教職員の一体的運営) <p>133 教員と事務職員の役割分担を明確にするとともに、教職員が一体となって事業の企画・立案、執行に参画できるシステムを構築する。</p>
(3)外部の知見の積極的な活用 社会の期待に応えるため、学外の有識者や専門家を必要に応じて登用するなど社会に開かれた大学運営を目指す。	(3)外部の知見の積極的な活用に関する具体的方策 <p>134 学外の有識者や専門家を幅広く登用し、学外の専門的な知見を大学運営に積極的に活用する。</p> <p>135 社会に開かれた大学を実現するため、地域社会のさまざまな意見を大学運営に反映させるための方策を検討する。</p>
2 人事の適正化 (1)教職員の人事評価システムを整備し、評価結果に基づく適切な処遇を行い、活動意欲の向上を図る。	2 人事の適正化に関する具体的方策 (評価制度の確立) <ul style="list-style-type: none"> * 教員については、平成17年度から教育、研究、社会貢献、管理運営を評価対象とする教員評価システムを導入し、平成18年度には評価結果の研究費への反映を図るとともにシステムの検証・修正を行い、平成19年度を目途に昇任や賞与等その他の処遇について評価結果を反映させることを検討する。（再掲 P5 №.35）

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(2)教職員が最大限能力を発揮できるように、雇用・勤務・給与等の形態の多様化を図るとともに、柔軟な運用を可能とする人事制度を構築する。</p> <p>(3)性別、国籍などにとらわれない透明性の高い登用により、優秀な人材を適切に確保する。</p>	<p>136 事務職員については、平成17年度から能力、資格、職責、成果などを適切に評価する人事評価制度を導入し、平成19年度を目途に昇任や賞与等その他の処遇について評価結果を反映させることを検討する。</p> <p>(教員人事制度の構築)</p> <p>137 各学部等の特質、教育研究活動の特性、職務や職種の専門性、継続性などに応じて柔軟で多様な採用形態、勤務形態を可能とする人事制度を導入する。</p> <p>138 教員評価システムの導入状況を踏まえ、定年制の弾力的運用や教員再任用制度（任期制）など、より柔軟な人事制度の導入を検討する。</p> <p>139 年俸制の導入について検討する。</p> <p>* 研究の活性化、人材の育成・確保の観点から、サバティカル制度等の導入を図る。（再掲 P9 №.84）</p> <p>(事務職員の資質の向上)</p> <p>140 事務職員に対する研修計画（財務会計や人事労務管理などを含む中長期計画および年次計画）を作成し、実効性のある研修を実施する。</p> <p>141 事務職員の資質の向上と人材の育成を図るために、北九州市をはじめとする公共的団体、他大学並びに民間企業との交流を実施する。</p> <p>142 事務職員については、学内で開講されている授業の受講を認める制度を導入する。また、海外派遣制度及び国内留学制度等の導入を図る。</p> <p>(優秀な人材の確保・活用)</p> <p>143 女性教員及び女性事務職員の登用の拡大を図る。</p> <p>144 優秀な外国人教員を積極的に採用するため、任期、応募資格など現行の外国人教師制度の見直しを図る。</p> <p>145 職員の採用にあたり、本来の職務能力に加えて、語学力や資格を備えることを要件とするなど、業務の特性に配慮した人事制度を導入する。</p> <p>146 大学経営や大学行政、就職、入試、広報、研究協力など大学運営特有の分野には、高度で専門的な知識や経験を有する人材の配置を図る。</p>

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
IV 財務内容の改善に関する目標	
1 自立性の高い財務運営の確立	<p>1 自立性の高い財務運営の確立に関する具体的方策</p> <p>(外部資金の獲得)</p> <p>147 受託研究費、共同研究費、奨学寄附金、科学研究費補助金などの外部研究資金について、年間5億円程度の確保を目指す。</p> <p>148 教員の科学研究費補助金への申請を原則的に義務付ける。</p> <p>149 外部研究資金の獲得を促すため、資金獲得者に対し優遇措置を講ずるなど、柔軟なシステムの導入を図る。</p> <p>150 各種研究助成金等の公募情報を収集・提供する体制を整備し、申請書類の作成や基礎データの蓄積などの支援システムを構築する。</p> <p>(研究費の柔軟な執行)</p> <p>151 獲得した外部研究資金や内部研究費について、柔軟な執行手続きを整備する。</p> <p>(自主財源の充実)</p> <p>152 教育内容や環境の整備状況、他大学の動向、社会状況の変化等を総合的に勘案して、授業料等の負担のあり方について全般的に検討する。</p> <p>153 大学の自己財源の獲得・増加を図るため、学外機関等との共同利用を推進するなど本学の保有する施設・機器・知的財産を活用する。</p> <p>(経営の効率化)</p> <p>154 民間委託や発注方法の見直し、ファームバンキングシステムの導入による支払事務の効率化等により管理的経費の節減を図る。</p> <p>* 教職員の総数及び総人件費の管理は、適正な人員配置を基本とする人員計画に基づき実施する。（再掲 P 7 №.63）</p>
2 適正な資産管理	<p>2 適正な資産管理に関する具体的方策</p> <p>155 資産を全学的に運用・管理する仕組みを整備とともに、資産の効果的・効率的な活用を図る。</p> <p>156 本学の施設、体育館、グラウンド等の有料貸与のあり方について見直す。</p> <p>* すべての研究分野を対象とした知的財産等に関する全学的ルールを確立する。（再掲 P 10 №.96）</p>

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>V 教育研究及び組織運営に関する自己点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>公立大学法人としての説明責任を果たすため、自己点検評価や第三者評価を厳正に実施するとともに、評価結果を運営等の改善に反映させる。また、評価結果をはじめとした情報を積極的に公開し、大学に対する社会の理解の促進に努める。</p>	<p>157 目標・計画の立案とその成果を評価するための自己点検評価体制を確立する。</p> <p>158 自己点検評価や第三者評価機関による評価結果を、大学運営の改善のために活用する。</p> <p>159 自己点検評価の結果及びシラバスや研究成果等の教育研究活動に関する情報を積極的に公開する。</p> <p>160 中期計画については、自己点検評価や第三者評価の結果を踏まえ、計画の進捗状況や社会状況等を考慮して柔軟に見直す。</p>
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設・設備の整備等</p> <p>教育研究活動の活性化や学生活動の支援、地域貢献の充実に資するため、長期的な計画に基づき、施設・設備を整備する。</p> <p>2 安全管理等</p> <p>日常の安全衛生管理と事故防止のための体制を整備し、安全なキャンパスづくりを進める。また、情報セキュリティ対策の充実を図る。</p>	<p>1 施設設備の整備等に関する具体的方策</p> <p>161 本学の教育研究機能を充実させるために、長期の施設整備計画を策定する。</p> <p>162 教育研究環境の充実はもとより、景観や環境への配慮及び女子学生向けの施設整備など、良好なキャンパス環境を整備する。</p> <p>* 地域企業活性化の人材育成拠点の形成を目指し、都心部におけるサテライトキャンパスの開設を検討する。（一部再掲 P 11 No.107）</p> <p>2 安全管理等に関する具体的方策</p> <p>(安全衛生管理)</p> <p>163 安全衛生管理を総合的に行う体制を整備する。</p> <p>164 定期健康診断など教職員の健康管理を適切に実施する。</p> <p>165 学内での事故防止策として、実験・研究用安全管理マニュアルの周知徹底や研修・啓発、新入生オリエンテーションや講演会での意識啓発・安全指導を実施する。</p> <p>166 照明、街灯の整備など周辺環境における安全管理のあり方について検討する。</p> <p>(情報セキュリティ)</p> <p>167 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの対策マニュアルの作成や研修等を実施する。</p>

8-(1) 中期目標・中期計画(原案)

中 期 目 標	中 期 計 画
3 人権の啓発 教職員及び学生の人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。	3 人権の啓発に関する具体的方策 (人権意識の啓発) 168 セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等を防止するため、教職員及び学生に対する研修会や講演会等を実施する。 169 人権を尊重し、キャンパスマナーを自覚できる環境を形成するため、「北九州市人権・同和行政の基本方針」を踏まえ、教職員及び学生に対する人権研修会等を実施する。
	III 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画 <平成17年度予算をベースに6年間の予算、収支計画、資金計画を算出する予定> IV 短期借入金の限度額 ・限度額 法人化後の年間運営費（約70億円程度）の概ね1か月分相当額（約7億円程度） ・想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等のため。 V 重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画 予定なし VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

8－(2) 業務方法書（案）

公立大学法人北九州市立大学業務方法書（案）

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、北九州市地方独立行政法人法施行細則（平成17年北九州市規則第 号。）第〇条に規定する事項を定め、公立大学法人北九州市立大学（以下「法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、公立大学法人北九州市立大学定款（以下「定款」という。）第24条に規定する業務（以下「業務」という。）の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第5条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

(外部資金の受入)

第6条 法人は、業務の遂行に資するため、寄付金その他の外部資金を受け入れができるものとする。

(施設等の貸付け)

第7条 法人は、業務に支障がない場合は、法人の施設及び設備を法人以外の者に貸し付けることができるものとする。

(細則)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、業務に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この業務方法書は、北九州市長の認可があつた日から施行する。

北九州市地方独立行政法人評価委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市地方独立行政法人評価委員会条例（平成16年北九州市条例第61号）第7条の規定に基づき、北九州市地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

第3条 委員長は、別紙1のとおり、傍聴にあたっての要領を定める。

(議事録等)

第4条 委員会の議事録は公表する。 公表方法については、市のホームページを利用する。

(評価結果、意見等の公表)

第5条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する評価結果、改善勧告の内容、市長が認可・承認する際の意見、所要の措置を講じる際の意見及び報酬等支給基準に対する意見の申出については、市のホームページを利用し公表する。

付 則

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

傍聴要領

北九州市地方独立行政法人評価委員会

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

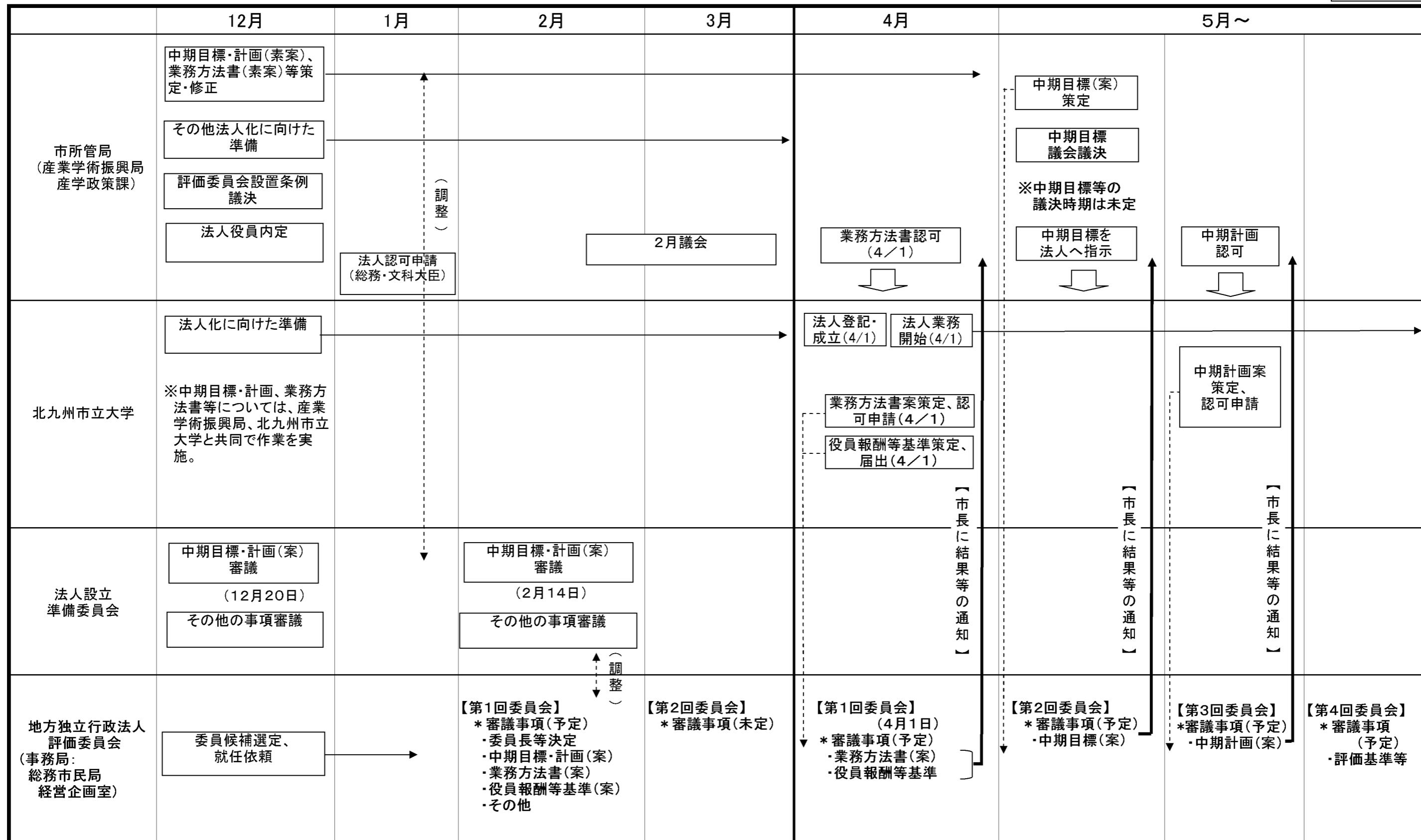
- (1) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは受信音などをださないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音などは行わないこと。
ただし、委員会の委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、委員会の委員長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないとときは、退場していただく場合があります。

地方独立行政法人評価委員会 スケジュール

資料10



8 – (3) 役員報酬等基準（案）

○役員報酬の支給基準（案）の内容

1 目的

役員の報酬の支給基準について定めるものとすること。

2 常勤役員の報酬の種類及び額

- (1) 年俸とすること。
- (2) 役員区分に応じた基本額を定めるものとすること。
 - ①理事長 16,700,000円
 - ②副理事長 16,350,000円
 - ③理事 7,000,000円～14,200,000円の範囲内で理事長が定める額

3 業績等の反映

- (1) 報酬は、毎年度、基本額に業績等を反映した額を支給するものとすること。
- (2) 業績等は、評価委員会による法人の業務の実績に関する評価結果及びその者の業績等を総合的に勘案するものとすること。
- (3) 業績等の反映は、基本額に100分の97から100分の103の範囲の割合を乗じることにより行うこと。

4 非常勤役員の報酬

日額30,000円以内で理事長が定める額とすること。

5 基準の実施

この基準の実施に必要な事項は、理事長が別に定めるものとすること。

○役員退職手当の支給基準（案）の内容

1 目的

役員（非常勤の者を除く。）の退職手当の支給基準について定めるものとすること。

2 受給者

- (1) 役員が退職した場合は、本人に支給すること。
- (2) 死亡による退職の場合は、その遺族に支給するものとすること。

3 退職手当の額

- (1) 退職の日における報酬について、別に定めるところにより算出する月額に、職員退職手当支給に定める支給率を乗じて得た額とすること。
- (2) その際、役員としての在職期間を、職員退職手当支給規程に規定する在職期間とみなすこと。

4 在職期間の計算等

- (1) 職員から引き続き役員となったときは、職員としての在職期間を通算すること。
- (2) 再任の場合は、引き続き在職したものとみなすこと。
- (3) 60歳（教員兼務者は65歳）に達した日以後の最初の3月31日を超える期間は、在職期間として計算しないこと。

5 支給制限

下記のいずれかに該当するときは、退職手当を支給しないものとすること。

- ①役員を退職後、引き続き職員となったとき。
- ②地方独立行政法人法の下記の解任事由に該当し、解任されたとき。
 - ・職務上の義務違反があったとき。
 - ・役員たるに適しないと認められるとき。
- ③市の定年前早期退職者

6 その他退職手当の支給に関すること。

上記2～5に定めた事項以外については、職員退職手当支給規程（法人規程）の例によるものとすること。

7 基準の実施

この基準の実施に必要な事項は、理事長が別に定めるものとすること。